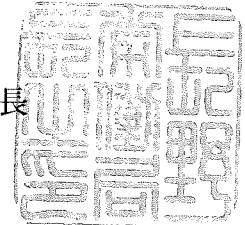




長野労発基 1212 第 2 号
平成 30 年 12 月 12 日

長野県経営者協会会長 殿

長野労働局長



冬季における転倒災害防止対策に係る周知啓発等について（協力要請）

平素より、労働災害の防止をはじめ労働行政の推進に格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、転倒災害の防止につきましては、平成 27 年 1 月から「STOP! 転倒災害プロジェクト 2015」が開始され、以降、長野労働局及び管下の労働基準監督署においても、その周知や転倒災害防止に係る対策に取り組んできたところです。

しかしながら、長野県内の全産業における労働災害の発生状況の合計を見ますと、平成 30 年 10 月末速報値では、前年同期比で 6.4% 増加しており、特に、転倒災害は事故の型別で全体の 27.4% を占めるなど、最も多くなっています。

また、平成 25 年から平成 29 年の月別転倒災害発生状況を見ますと、12 月から 3 月までの冬季期間で、年間の約 48% の災害が発生している状況にあります。

つきましては、これから積雪や凍結による転倒災害が多く発生する冬季を迎えることから、長野労働局及び管下の労働基準監督署では、下記の取組を実施することとしておりますので御了知いただくとともに、貴団体におかれましても、冬季における転倒災害の防止について、傘下の会員事業場に対する周知啓発等に、各団体の実情に応じて取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 事業場に対する周知啓発等について

(1) 準備期間の設定

2 月（積雪や凍結による転倒災害が多い月）の重点取組期間に加え、地域における大雪や低温に関する気象情報、これまでの冬季における転倒災害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、冬季に向けた転倒災害防止対策のための準備期間を設けるよう周知啓発等を行うこと。

(2) 事業場における転倒防止対策への啓発

事業場においては、特に下記 2 の（2）の対策に取り組むよう啓発等を行うと。



2 転倒災害防止対策について

(1) 一般的な転倒災害防止対策

- ア 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- イ 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
- ウ 明るさ（照度）の確保、手すりや滑り止めの設置
- エ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- オ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- カ 作業内容に適した耐滑靴やプロテクター等の着用の推進
- キ 定期的な職場点検、職場巡視の実施
- ク 転倒予防体操の励行

(2) 冬季における転倒災害防止対策

- ア 気象情報の活用によるリスク低減の実施
 - ① 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
 - ② 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、労働者への周知
 - ③ 気象状況に応じた出張・作業計画等の見直し
- イ 通路・作業床の凍結等による危険防止の徹底
 - ① 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
 - ② 事務所への入室時における靴裏の雪・水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
 - ③ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、労働者への周知
 - ④ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法・作業方法の見直し
 - ⑤ 凍結した路面や凍結のおそれがある場所（屋外通路や駐車場等）における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨